

三重県民の森自然学習展示館改修工事 (II)

有限会社南勢建築設計

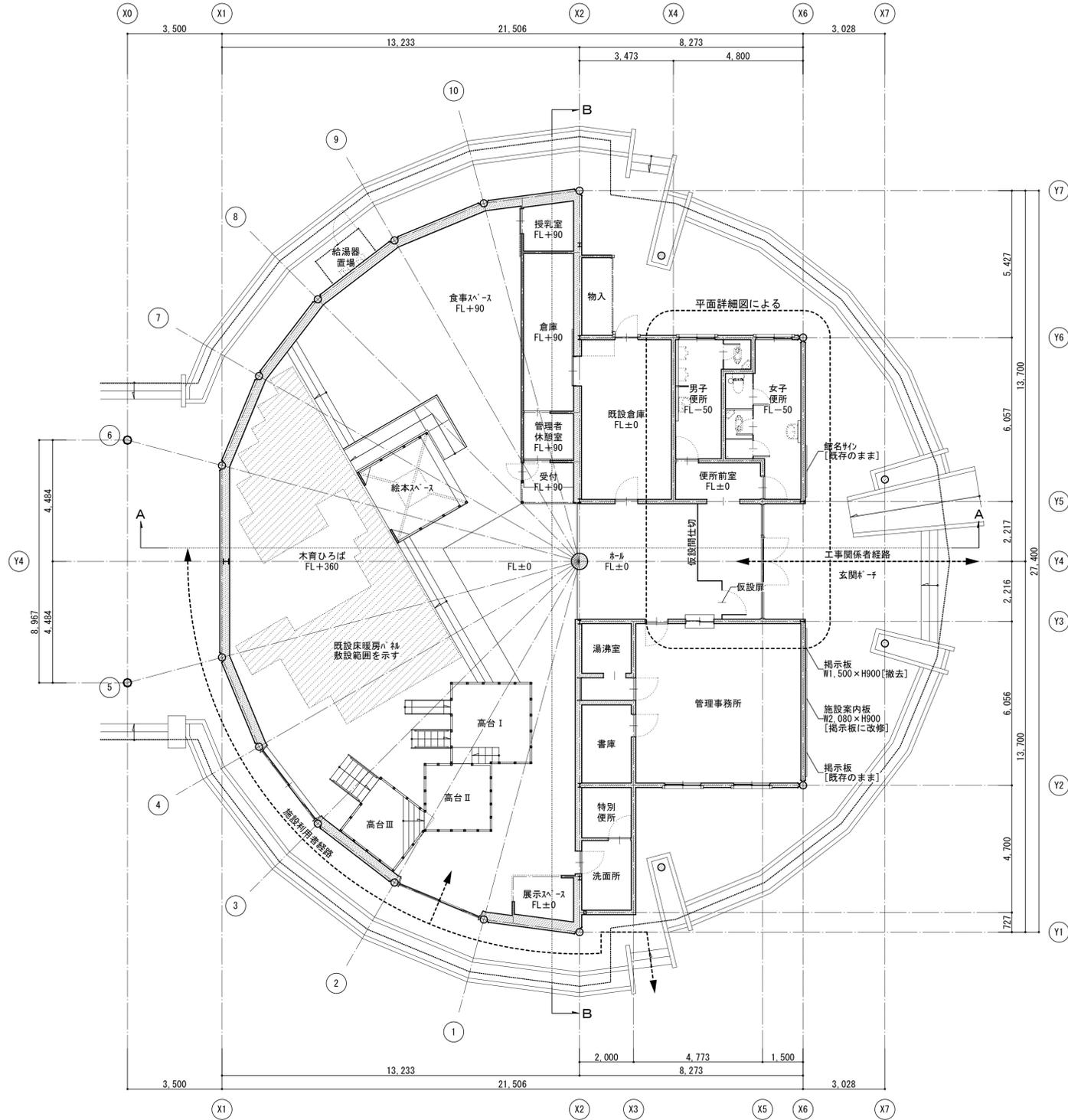
■ 仕様書

■ 図面目録

		図面番号		図面名称		図面番号		図面名称		図面番号		図面名称	
I. 工事概要		00	A00	表紙・図面目録		14	E01	電気設備工事特記仕様書(1)		19	M01	機械設備工事特記仕様書(1)	
1. 工事場所	三重郡菟野町大字千草地内	01	A01	建築工事特記仕様書(改修・1)		15	E02	電気設備工事特記仕様書(2)		20	M02	機械設備工事特記仕様書(2)	
	区域区分:市街化調整区域	02	A02	建築工事特記仕様書(改修・2)		16	E03	盤結線図・器具姿図		21	M03	給排水衛生設備 平面図(改修前・改修後)	
	用途地域:指定なし	03	A03	建築工事特記仕様書(改修・3)		17	E04	幹線・動力・コンセント設備 平面図(改修後)		22	M04	給排水衛生設備 平面詳細図・器具表(改修前・改修後)	
2. 敷地面積	632.50 [m2]	04	A04	配置図 兼 仮設参考図・仕上表(改修前・改修後)		18	E05	電灯設備 平面図(改修前・改修後)		23	M05	空調・換気設備 機器表	
3. 工事内容		05	A05	平面図(改修前・改修後)						24	M06	空調・換気設備 平面図(改修前・改修後)	
1) 自然学習展示館	鉄骨造平屋建 改修一式	06	A06	立面図・断面図(改修後)									
	延床面積:419.90 [m2]	07	A07	矩計図(改修前・改修後)									
	1) 建築工事	08	A08	平面詳細図(改修前・改修後)									
	1-1) 木育ひろば建具改修を行う	09	A09	展開図(改修前)									
	1-2) ベンチの設置を行う	10	A10	展開図(改修後)									
	1-3) 便所内装改修を行う	11	A11	天井伏図(改修前・改修後)									
	1-4) 玄関および外部改修を行う	12	A12	建具表(改修前・改修後)									
	2) 電気設備工事	13	A13	部分詳細図									
	2-1) 電灯・コンセント設備の撤去・改修を行う												
	2-2) 動力設備の改修を行う												
	3) 機械設備工事												
	3-1) 空調設備の改修を行う												
	3-2) 空調設備の撤去・改修を行う												
	3-3) 給排水衛生設備の撤去・改修を行う												

工事特記仕様書(改修)		章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項														
I 工事名称 II 工事概要 1 工事場所 2 敷地面積 3 工事内容 様名称 構造 延べ面積 工事項目	三重県民の森自然学習展示館改修工事(11) 三重郡野町大字千草内地 632.90 [m2] 自然学習展示館 鉄骨造平屋建 419.90 [m2] 1-1) 木骨ひろは建具改修を行う 1-2) ベソの設置を行う 1-3) 便所内装改修を行う 1-4) 玄関および外部改修を行う	1 一般共通事項	⑧ 電気保安技術者 (1.3.3)	配置する	1 一般共通事項	㉔ 不当介入を受けた場合の措置	暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について 1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。 2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。	2 仮設工事	1 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)	・ 防音バツ 設置範囲 ・ 図示 (図面番号) ・ 防音シート 設置範囲 ・ 図示 (図面番号)														
			⑨ 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。		㉕ 現場防関係の手續き	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ① 本工事 (・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事) ・ 別途工事書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。 2) 防火対象物使用開始届出書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。		② 足場 (2.2.1)	設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さき及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 (2.2.1) 内部足場の種別 ① 脚立 ・ 足場板 ② (簡易移動式足場) 外部足場の種別 ① (脚立) 設置範囲 ② (建具開口閉塞工事に必要な範囲) 防護シート等による養生 ・ 適用する ② 適用しない														
III 建築改修工事仕様 1 共通仕様 2 特記仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書(令和元年7月改定版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改修標準仕様書」という)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「標準仕様書」という)」による 1) 項目は、番号に ① 印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、② 印の付いたものを適用する。 3) 項目欄に記載の() 内表示番号は改修標準仕様書の該当項目を示す。項目欄に記載の[] 内表示番号は標準仕様書の該当項目を示す。	10 施工数量調査 (1.5.2)	11 破壊部分の補調査のための修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示 (図面番号) ・ ()	20 消防関係の手續き	㉖ 工事の一時中止	1) 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 2) 検査終了後の期間 検査完成後、検査が終了(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。	③ 既存部分の養生 (2.3.1)	③ 既存部分の養生 (図面番号)	既存部分の養生 ・ 図示 (図面番号) 既存ブライド・ホンの養生 養生方法 () 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、椅子の移動 ・ 行う ・ 行わない														
			⑩ 建築材料等	1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」(最新版)(以下「評価名簿」という。)と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。 3) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書等、監督員に提出すること。 4) 本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機構が認証する「あかね材」の優先利用に努めること。 5) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。 6) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県「リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。(認定製品の品名:) 7) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県「リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定製品を使用するよう努める。 認定製品の品名: ・ 間伐材製工事用「リカド」 ・ 間伐材工事用看板 ・ 間伐材標示板 ・ ()		㉗ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。		④ 仮設間仕切 (2.3.2)	屋内の仮設間仕切り ・ A種 ① B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9[mm] ・ () 石こうボード 厚さ ① 9.5[mm] ・ () 合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ① 行わない 仮設扉 設置場所 ① 図示 (図面番号 A05) 仕様 ① 合板張り木製扉 ・ ()														
章	項目			特記事項																				
1 一般共通事項	① 適用基準等 (1.3.5)	1) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)国土交通大臣官房官庁営繕部監修(平成31年版) 2) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)国土交通大臣官房官庁営繕部監修(平成31年版) 3) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(平成28年版)	13 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	測定対象化学物質(●で示したものとする。)	㉘ 建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重	30 建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重	建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo = 34 [m/s] 地表面粗度区分 (・ II ・ III) 積雪区分 ([cm])	⑤ 仮設便所 ⑥ 工事用水 ⑦ 工事用電力 ⑧ 交通誘導警備員	⑤ 仮設便所	構内既存の施設 ・ 利用できる ① 利用できない														
	② 施工条件 (1.3.5)	① 監督員と協議し決定する。 施工可能日 ・ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯 ・ 指定なし ① 8 時～ 17 時 概成工期 ・ 指定なし ・ 年 月 日	14 特別な材料の工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。	㉙ 火災保険等	④ 火災保険等	④ 火災保険等		三重県建設工事請負契約書52条第1項の規定により、火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に加えし、その加入証券等を提示しなければならない。 1) 保険の目的物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む) 2) 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引き渡しまでの間 3) 保険金額 原則として請負金額に相当する金額	⑥ 仮設便所	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ① 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。													
3 部分引渡し、部分使用	・ 部分引き渡しあり ・ 部分使用あり 指定部分 () 時期 (令和 年 月 日 ~)	・ 部分引き渡しあり ・ 部分使用あり 指定部分 () 時期 (令和 年 月 日 ~)	15 騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。	㉚ 不正軽油の使用の禁止	㉚ 不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。	⑦ 仮設便所	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ① 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。															
4 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・ 発掘調査等の実施あり ・ 発見された場合、発掘調査等の実施あり	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・ 発掘調査等の実施あり ・ 発見された場合、発掘調査等の実施あり	16 工事写真 (1.2.4)	営繕工事写真撮影要領(国土交通大臣官房官庁営繕部(平成31年版))に従い撮影すること。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年3月1日付付官発第211号)」による	㉛ 技術検査	33 技術検査	中間技術検査 実施回数 ・ () 回 実施する段階 ・ ()	3 防水改修工事	⑥ シーリング (3.7.2) (表3.7.1)	材料														
5 発生材の処理等 (1.3.12)	・ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法	・ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法	17 完成図等 (1.8.2)	作成する(① 完成図 ② 保全に関する資料 ・ ()) 完成図作図範囲(配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)にかかる著作権は発注者に移譲するものとする。	㉜ 保全に関する資料	㉜ 保全に関する資料	① 2部 ・ ()		⑥ シーリング (3.7.2) (表3.7.1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>材種</th> <th>施工場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① SR-1</td> <td>シリコン系</td> <td>ガラス周囲シーリング</td> </tr> <tr> <td>② MS-2</td> <td>変成シリコン系</td> <td>新設ガラスが製建具周囲周囲シーリング</td> </tr> <tr> <td>・ PS-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工法	材種	施工場所	① SR-1	シリコン系	ガラス周囲シーリング	② MS-2	変成シリコン系	新設ガラスが製建具周囲周囲シーリング	・ PS-2	ポリウレタン系		・ PU-2	ポリウレタン系
工法	材種	施工場所																						
① SR-1	シリコン系	ガラス周囲シーリング																						
② MS-2	変成シリコン系	新設ガラスが製建具周囲周囲シーリング																						
・ PS-2	ポリウレタン系																							
・ PU-2	ポリウレタン系																							
6 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の撤出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。	再生資源の利用又は建設副産物の撤出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。	18 完成写真	デジタル撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。(A4用紙に1ページあたり3枚) 1部 か所数は外観4名室2面程度とし、規定のか所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ① 70x70 (大きさ335[mm]×290[mm]程度、カラー) 1部	㉝ 社会保険等未加入対策	35 社会保険等未加入対策	適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。	⑦ 仮設便所	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ① 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。															
⑦ 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフストの数量の集計)を超えて請求することはできない。	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフストの数量の集計)を超えて請求することはできない。	19 電子納品	工事写真は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル(デジタル工事写真編)」等に基づき電子媒体も提出すること。(提出部数 ③ 3部 ・ 部) 工事完成図書は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル(工事完成図書編)」に基づき電子媒体も提出すること。(提出部数 ③ 3部 ・ 部)	㉞ 設備工事との取合い	35 屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。 適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。	⑧ 交通誘導警備員	配置 ① 図示 (図面番号 A04)															
			20 設備工事との取合い	① 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ② 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け場所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ③ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。	㉟ 現場での安全確保(自主施工原則)	35 現場での安全確保(自主施工原則)	受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じようとして、工事を実施すること。																	
			21 既存部分等への処置 (1.3.13)	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。	㊱ 電子メールの活用	35 電子メールの活用	「電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月)を適用する。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)																	
			22 事故の発生時含有が判明した場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。																				
			23 下請次數制限及び県内(管内)企業優先使用	本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。																				
			24 総合評価方式	本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点する																				

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																					
7	塗装改修工事	<p>② 下地調整 (7.2.1~7.2.7) (表7.2.1)~(表7.2.7)</p> <p>既存塗膜の除去範囲(塗替えてRB種の場合) ・ 図示 (図面番号)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">下地</th> <th>種別</th> <th>ひび割れ部の補修</th> </tr> <tr> <td>○ 木部</td> <td>・ RA種 ○ RB種 ・ RC種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄鋼面</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 亜鉛めっき鋼面</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ もめれプ ラス ー 面</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td>・ 行う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ コンクリートALC ー 材面</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td>・ 行う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ コンクリート押出成形セメント板面</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td>・ 行う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 石こうボード、その他ボード面</td> <td>・ RA種 ○ RB種 ・ RC種</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 錆止め塗料塗 (7.3.2) (7.3.3) (表7.3.1)~(表7.3.4)</p> <p>錆止め塗料塗種類 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>錆止め塗料塗種類 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>④ 合成樹脂調合ペイント塗(SOP) (7.4.2) (7.4.3~7.4.5) (表7.4.1)~(表7.4.3)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">下地</th> <th>種別</th> </tr> <tr> <td>○ 木部</td> <td>・ A種 ○ B種 ・ C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄鋼面</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 亜鉛めっき鋼面</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> <td></td> </tr> </table> <p>⑤ グリッド塗 (GL) (7.5.2) (表7.5.1)</p> <p>⑧ つや合成樹脂エポキシペイント塗 (EP-G) (7.9.2)~(7.9.5) (表7.9.1)~(表7.9.4)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">下地</th> <th>種別</th> </tr> <tr> <td>コンクリート、もめれプ ラス ー、石こうボード、その他ボード面</td> <td>・ A種 ○ B種 ・ C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木部(屋内)</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面(屋内)</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面(屋内)</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> <td></td> </tr> </table> <p>9 合成樹脂エポキシペイント塗 (EP) (7.10.2) (表7.10.1)</p> <p>⑫ オレフィン塗 (OS) (7.13.2) (表7.13.1)</p> <p>⑬ 木材保護塗料塗 (WP) (7.14.2) (表7.14.1)</p>	下地		種別	ひび割れ部の補修	○ 木部	・ RA種 ○ RB種 ・ RC種			・ 鉄鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種			・ 亜鉛めっき鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種			・ もめれプ ラス ー 面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う		・ コンクリートALC ー 材面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う		・ コンクリート押出成形セメント板面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う		○ 石こうボード、その他ボード面	・ RA種 ○ RB種 ・ RC種			下地		種別	○ 木部	・ A種 ○ B種 ・ C種		・ 鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種		・ 亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種		下地		種別	コンクリート、もめれプ ラス ー、石こうボード、その他ボード面	・ A種 ○ B種 ・ C種		木部(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種		鉄鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種		亜鉛めっき鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種		<p>8 の 2 撤去工事</p> <p>① 既存部分の撤去等 (8.21.2)</p> <p>撤去の範囲 ○ 図示 (図面番号 A07・A08) ・ 新設のコンクリート、もめれプ ラス ー材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ・ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分 ・ ()</p> <p>既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置 本工事の範囲 ・ 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分 ・ 設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。 ・ ()</p> <p>撤去範囲 ○ 図示 (図面番号 A07・A08)</p> <p>既存構造体の撤去 撤去範囲 ○ 図示 (図面番号 A07・A08) (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.4)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">鉄筋の切断</th> <th>範囲</th> <th>適用</th> </tr> <tr> <td>・ 既存鉄筋は切断せず残す</td> <td>・ 図示 (図面番号) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する</td> <td>・ 図示 (図面番号) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する</td> <td>・ 切断せず残す範囲を除く撤去する 既存鉄筋コンクリートの範囲 ・ ()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>はつりだした鉄筋の処置 ・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す ・ ()</p> <p>はつりだした鉄骨の処置 ・ 発泡スチロール等で養生する ・ ()</p>	鉄筋の切断		範囲	適用	・ 既存鉄筋は切断せず残す	・ 図示 (図面番号) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし			・ コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する	・ 図示 (図面番号) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし			○ コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する	・ 切断せず残す範囲を除く撤去する 既存鉄筋コンクリートの範囲 ・ ()			<p>8 の 4 コンクリート工事</p> <p>③ コンクリートの材料 (8.2.5) (表8.2.3)</p> <p>セメントの種類 ○ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントA種 ・ シリセメントA種 ・ フライアッシュセメントA種 ・ () ・ 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種 適用場所 (便所土間)</p> <p>骨材 7kgリットル反応性による区分 ○ AL(コンクリート中の7kgリットル総量を規制) ・ A(安全と認められる骨材を使用) なお、ALで規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、工事中1回/6か月か7産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のショールームから試料を採取して試験を行うこと。 ・ 特殊な骨材の使用 ・ フロッキングスラグ 細骨材 ・ 鋼スラグ 細骨材 ・ 電気炉酸化スラグ 骨材 ・ 再生骨材H(普通コンクリートを使用するコンクリートに限る)</p> <p>○ 養生 (8.7.7)</p> <p>9 無筋コンクリート (8.11.1)</p> <p>コンクリートの種類 ・ 普通コンクリート ・ () 設計基準強度 ・ 18[N/mm²] ・ () スラブ ・ 15[cm] ・ 18[cm] ・ ()</p>	<p>9 環境配慮改修工事</p> <p>① 石綿含有建材の除去工事 (9.1.5)</p> <p>○ 石綿含有成形板の除去 除去対象範囲 ○ 図示 (図面番号 A04・A07・A11) 石綿含有石こうボードの処分 ○ 埋立処分(管理型最終処分場) 石綿含有石こうボードを除く石綿含有成形板の処分 ○ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による) ・ 石綿含有仕上塗材の除去 除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号) 除去した石綿含有仕上塗材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による) ※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日付環水大発第1705301号)及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」(平成28年4月28日 国立研究開発法人 建築研究所)に基づき適切に処理すること。</p> <p>○ 断熱材充填・敷込み ・ 壁断熱材充填 種類 ○ (グラスウール) 比重 ・ (24 [kg/m³]) 厚さ ・ 50 ・ 100</p> <p>○ 天井裏断熱材敷込み 種類 ○ (グラスウール) 比重 ○ (24 [kg/m³]) 厚さ ・ 50 ○ 100</p> <p>○ 壁通気材充填 種類 ○ (グラスウール) 比重 ○ (24 [kg/m³]) 厚さ ○ 50 ・ 100</p>
下地		種別	ひび割れ部の補修																																																																													
○ 木部	・ RA種 ○ RB種 ・ RC種																																																																															
・ 鉄鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種																																																																															
・ 亜鉛めっき鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種																																																																															
・ もめれプ ラス ー 面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う																																																																														
・ コンクリートALC ー 材面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う																																																																														
・ コンクリート押出成形セメント板面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う																																																																														
○ 石こうボード、その他ボード面	・ RA種 ○ RB種 ・ RC種																																																																															
下地		種別																																																																														
○ 木部	・ A種 ○ B種 ・ C種																																																																															
・ 鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																															
・ 亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																															
下地		種別																																																																														
コンクリート、もめれプ ラス ー、石こうボード、その他ボード面	・ A種 ○ B種 ・ C種																																																																															
木部(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																															
鉄鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																															
亜鉛めっき鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																															
鉄筋の切断		範囲	適用																																																																													
・ 既存鉄筋は切断せず残す	・ 図示 (図面番号) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし																																																																															
・ コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する	・ 図示 (図面番号) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし																																																																															
○ コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する	・ 切断せず残す範囲を除く撤去する 既存鉄筋コンクリートの範囲 ・ ()																																																																															
8 の 1 耐震改修工事	<p>(一般事項) 1 適用範囲 (8.1.1) (8.1.2)</p> <p>・ 改修標準仕様書 第8章 耐震改修工事 ○ 改修標準仕様書において 第8章 耐震改修工事 以外の改修工事で第8章を引用している部分</p> <p>工事内容 ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨ブレースの設置工事 ・ 柱補強工事(溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖7-7 巻き工法) ・ 柱補強工事(鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 柱補強工事(連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 ○ 便所設備改修に伴う土間撤去・新設工事</p> <p>工事種別 ○ 鉄筋工事 ○ あと施工アーク工事 ○ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 ○ 土工事及び地業工事</p>	<p>8 の 3 鉄筋工事</p> <p>① 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)</p> <p>材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>径[mm]</th> </tr> <tr> <td>○ SD295A</td> <td>○ D16以下</td> </tr> <tr> <td>・ SD345</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ SD390</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ()</td> <td></td> </tr> </table> <p>90°未満の折曲げの内法直径 ・ 図示 (図面番号)</p> <p>⑤ 加工 (8.3.2)</p> <p>④ 鉄筋の継手及び定着 (8.3.4)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">重ね継手</th> <th>径</th> <th>部位</th> </tr> <tr> <td>ガス圧接</td> <td>○ D16以下 ・ D19以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ○ 改修標準仕様書(8.3.4)(3)(7)による ・ 図示 (図面番号)</p> <p>継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示 (図面番号)</p> <p>○ 標準仕様書 各部配筋参考図による 先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一か所に設ける 鉄筋の定着長さ ○ 改修標準仕様書(表8.3.4)による (表8.3.4)の7ありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ・ 図示 (図面番号)</p> <p>帯筋組立の形、継手及び定着 ・ 図示 (図面番号)</p> <p>⑤ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 ○ 改修標準仕様書 表8.3.6による</p> <p>⑥ 各部配筋 ○ 図示 (図面番号 A07)</p> <p>7 ガス圧接 (8.3.8) 圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない</p>	種別	径[mm]	○ SD295A	○ D16以下	・ SD345		・ SD390		・ ()		重ね継手		径	部位	ガス圧接	○ D16以下 ・ D19以上			<p>8 の 5 あと施工アーク工事</p> <p>① あと施工アークの材料 (8.2.4) (表8.2.2)</p> <p>種類 ○ 金属系 セットの方式 ○ 本体打込み式 (○ 改良型 ・ 従来型) 径及び埋込み長さ ・ 図示 (図面番号) ○ D10 埋込み8d 引張耐力 ・ 図示 (図面番号) ○ 指定なし せん断耐力 ・ 図示 (図面番号) ○ 指定なし 接合筋の種類・径・長さ ・ 図示 (図面番号) ○ D10 L480(40d+8d) ・ 接着系 カ ー 樹脂回転 ・ 打撃式 ・ 有機系 ・ 無機系 径及び埋込み長さ ・ 図示 (図面番号) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号) せん断耐力 ・ 図示 (図面番号) アーク筋の種類 ・ 図示 (図面番号) アーク筋の新設壁内への定着長さ ・ 図示 (図面番号) あと施工アークの性能確認試験 ・ 行う ○ 行わない</p> <p>穿孔 埋込み配管等の探査の方法 ○ 鉄筋探知機(金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 ・ はつり出しによる。 ・ ()</p> <p>あと施工アークの施工確認試験 ・ 実施する ○ 実施しない 試験方法 ・ 引張試験機による引張試験 ・ () 10tの単位 ・ 1日に施工されたものの径及び仕様ごと ・ () 試験か所数 ・ 10tに対し3本(無作為) ・ () 確認強度 ・ ()</p>	<p>② 断熱・防露改修工事</p>																																																										
種別	径[mm]																																																																															
○ SD295A	○ D16以下																																																																															
・ SD345																																																																																
・ SD390																																																																																
・ ()																																																																																
重ね継手		径	部位																																																																													
ガス圧接	○ D16以下 ・ D19以上																																																																															
8 の 1 耐震改修工事	<p>(一般事項) 1 適用範囲 (8.1.1) (8.1.2)</p> <p>・ 改修標準仕様書 第8章 耐震改修工事 ○ 改修標準仕様書において 第8章 耐震改修工事 以外の改修工事で第8章を引用している部分</p> <p>工事内容 ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨ブレースの設置工事 ・ 柱補強工事(溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖7-7 巻き工法) ・ 柱補強工事(鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 柱補強工事(連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 ○ 便所設備改修に伴う土間撤去・新設工事</p> <p>工事種別 ○ 鉄筋工事 ○ あと施工アーク工事 ○ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 ○ 土工事及び地業工事</p>	<p>8 の 4 コンクリート工事</p> <p>(コンクリート工事一般事項) ① コンクリートの種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4) (8.9.1) (8.9.2) (表8.9.1)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">コンクリートの種類</th> <th>I類</th> <th>II類</th> </tr> <tr> <th>設計基準強度F_c[N/mm²]</th> <th>適用範囲</th> <th>気乾単位容積質量</th> <th>スラブ</th> </tr> <tr> <td>・ 21</td> <td></td> <td>・ 2.3[t/m³]程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ (18)</td> <td>便所土間</td> <td>○ 2.3[t/m³]程度</td> <td>18</td> </tr> </table> <p>軽量コンクリートの設計基準強度</p> <table border="1"> <tr> <th>設計基準強度F_c[N/mm²]</th> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> <th>気乾単位容積質量</th> <th>スラブ</th> </tr> <tr> <td>・ 36</td> <td>・ 1種 ・ 2種</td> <td></td> <td>・ 2.3[t/m³]程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 コンクリートの仕上りの平たんさ ○ a種 ・ b種 ・ c種</p>	コンクリートの種類		I類	II類	設計基準強度F _c [N/mm ²]	適用範囲	気乾単位容積質量	スラブ	・ 21		・ 2.3[t/m ³]程度		○ (18)	便所土間	○ 2.3[t/m ³]程度	18	設計基準強度F _c [N/mm ²]	種類	適用範囲	気乾単位容積質量	スラブ	・ 36	・ 1種 ・ 2種		・ 2.3[t/m ³]程度		・ ()					<p>8 の 10 土工事及び地業工事</p> <p>1 土工事 (8.28.2) (8.28.3)</p> <p>既存杭の撤去 ・ 図示 (図面番号) 埋戻し及び盛土の材料及び工法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 建設発生土の処理 ・ 自由処分 ・ 処分地指定 処分地 () ・ 処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8[km] 山留めの撤去 ・ 撤去 (鋼矢板等の抜き跡の処理 ・ 直ちに砂で充填する ・ ()) ・ 存置</p> <p>② 地業工事 (8.28.4)</p> <p>地盤の載荷試験 試験方法 ・ 平板載荷 ・ () 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による 位置 ・ 図示 (図面番号) 載荷荷重 ([kN]) 報告書 ・ 提出部数2部</p> <p>杭地業の工法、寸法 ・ 図示 (図面番号)</p> <p>杭頭処置 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>砂利及び砂地業 範囲 ○ 図示 (図面番号 A07) 厚さ[mm] ・ 60 ○ 図示 (A07) 種類 ○ 再生グラブマテリアル 捨てコンクリート地業 範囲 ・ 図示 (図面番号) 厚さ[mm] ・ 50 ・ ()</p> <p>床下防湿層 範囲 ○ 図示 (図面番号 A07) * リンパシム厚さ[mm] ○ 0.15[mm]以上 ・ () ○ 防湿層の重ね幅は250[mm]以上とする ・ 防湿層の地中梁への呑込みは250[mm]以上とする</p>																																														
コンクリートの種類		I類	II類																																																																													
設計基準強度F _c [N/mm ²]	適用範囲	気乾単位容積質量	スラブ																																																																													
・ 21		・ 2.3[t/m ³]程度																																																																														
○ (18)	便所土間	○ 2.3[t/m ³]程度	18																																																																													
設計基準強度F _c [N/mm ²]	種類	適用範囲	気乾単位容積質量	スラブ																																																																												
・ 36	・ 1種 ・ 2種		・ 2.3[t/m ³]程度																																																																													
・ ()																																																																																

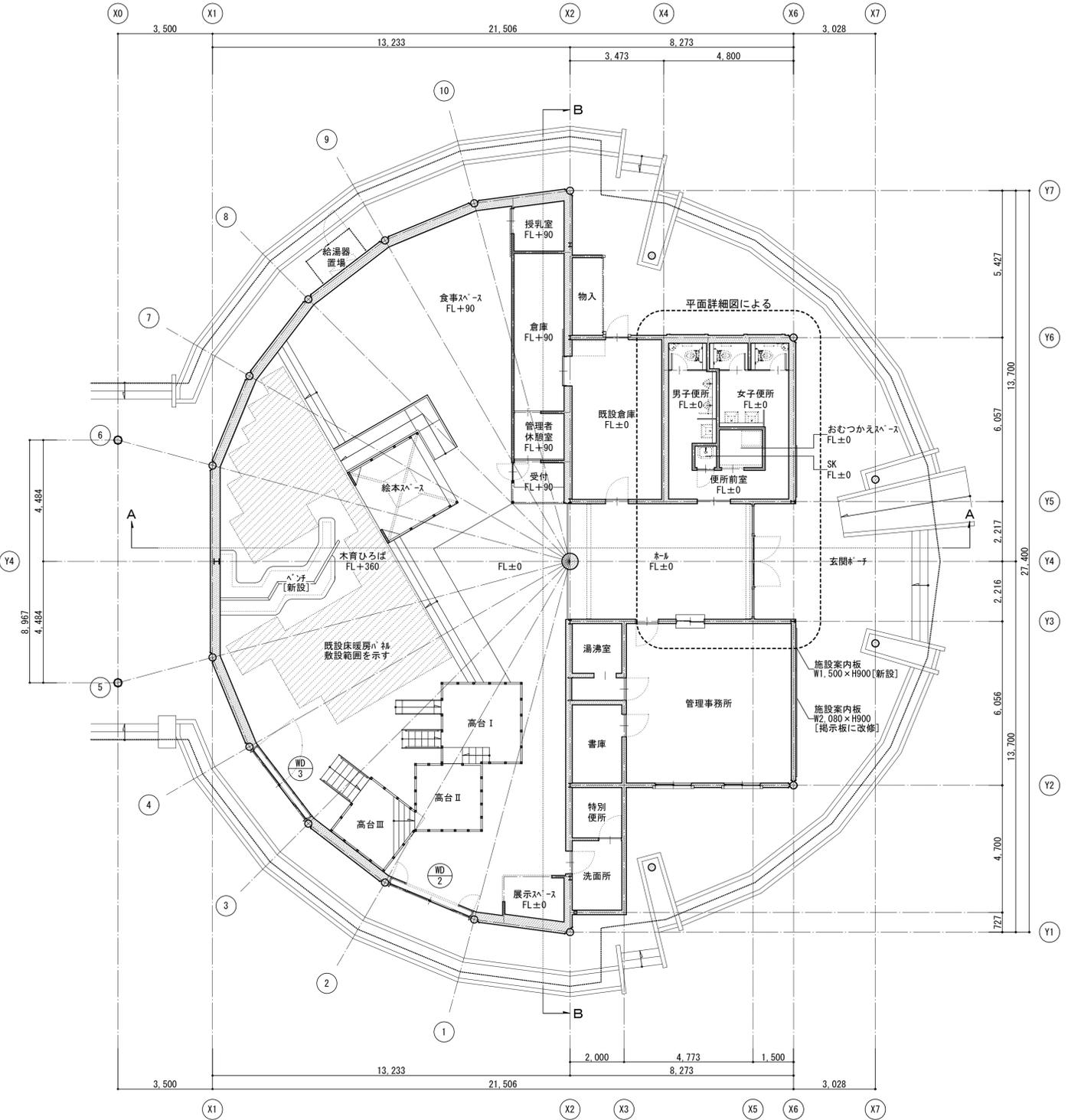


■ 凡例

- 撤去建具を示す
- 改修建具を示す
- 新設建具を示す

平面図(改修前)

S=1/100 (A1)・1/200 (A3)

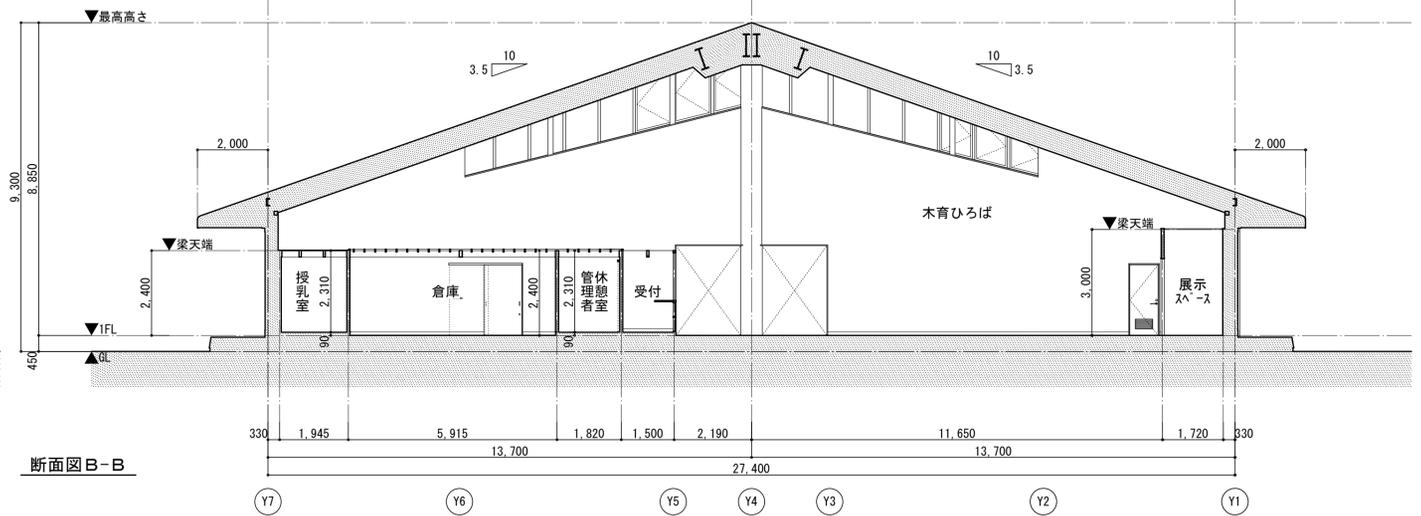
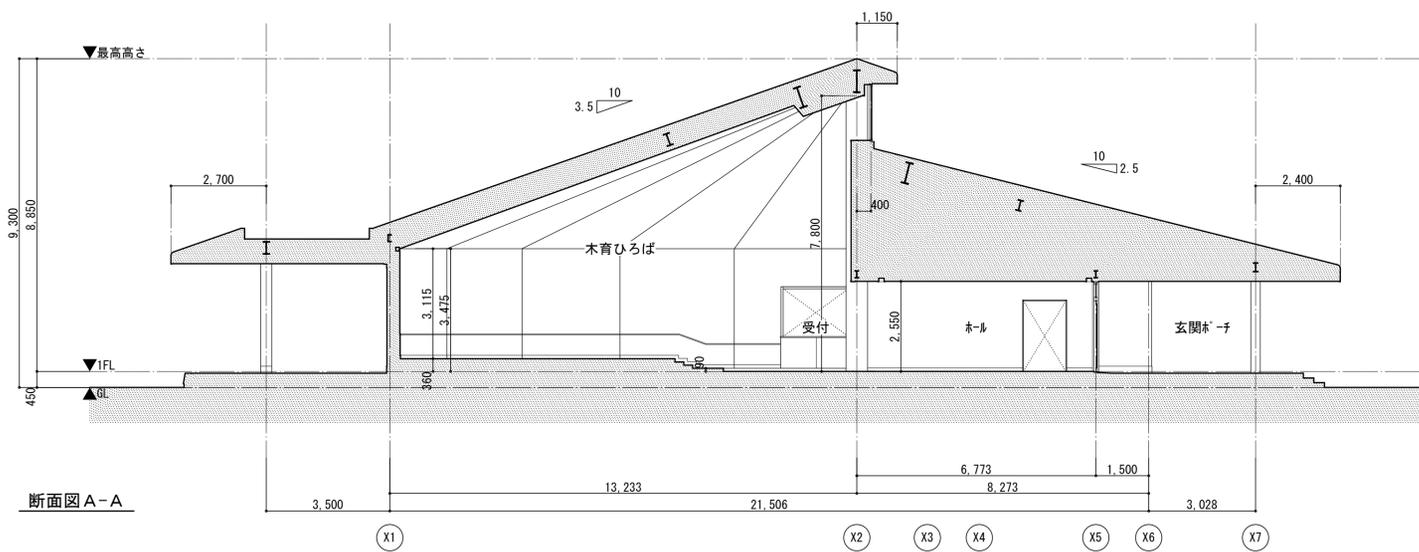
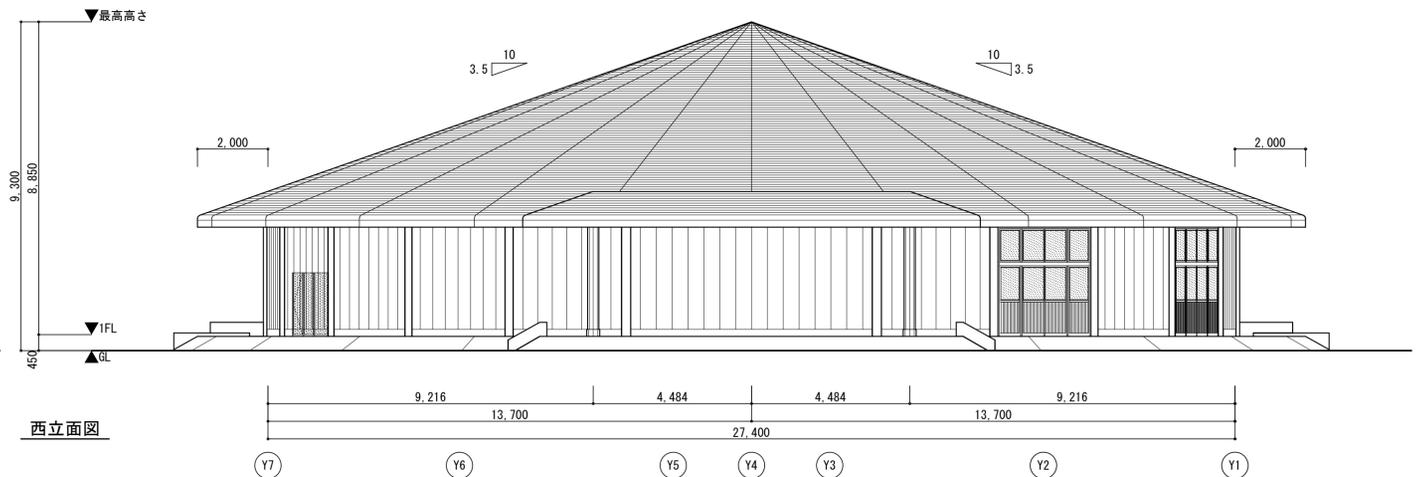
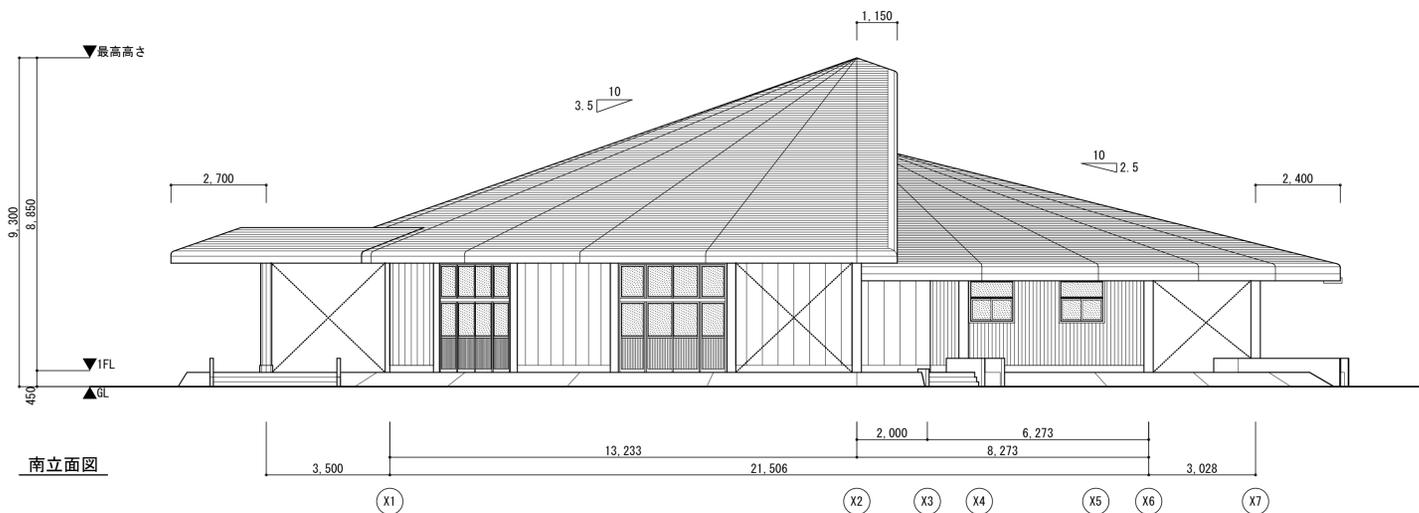
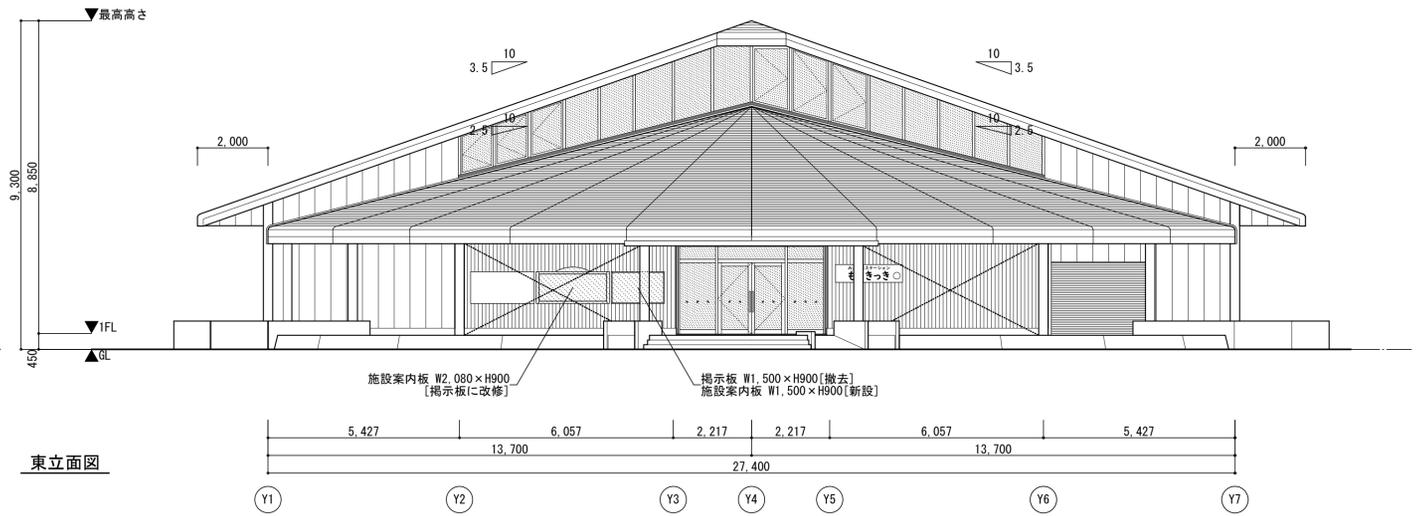
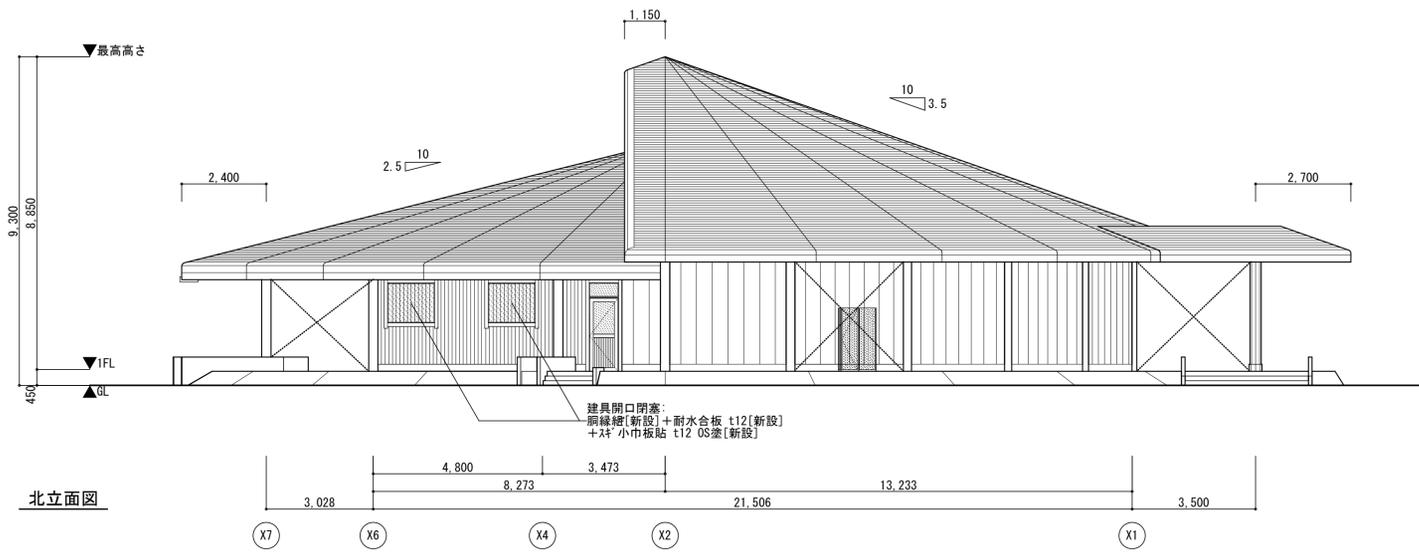


■ 凡例

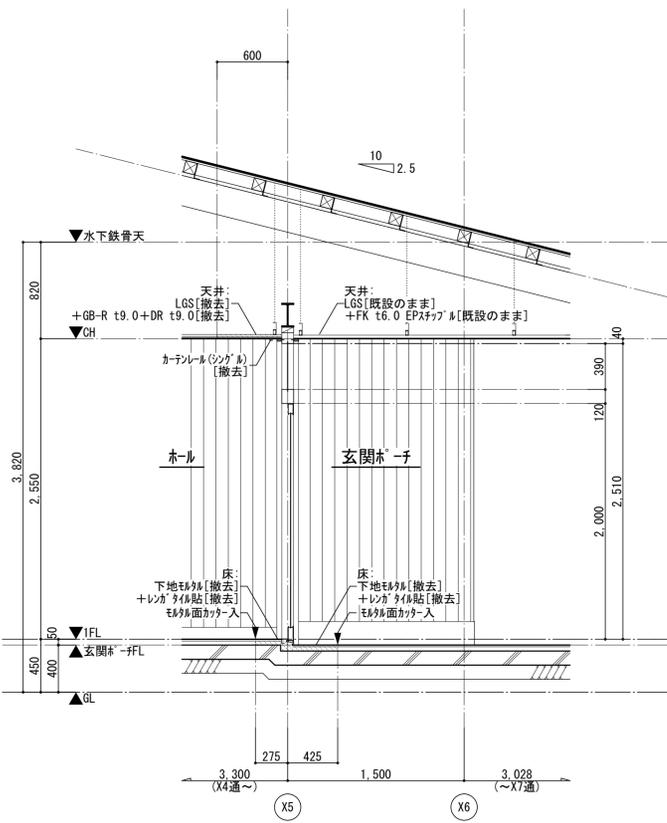
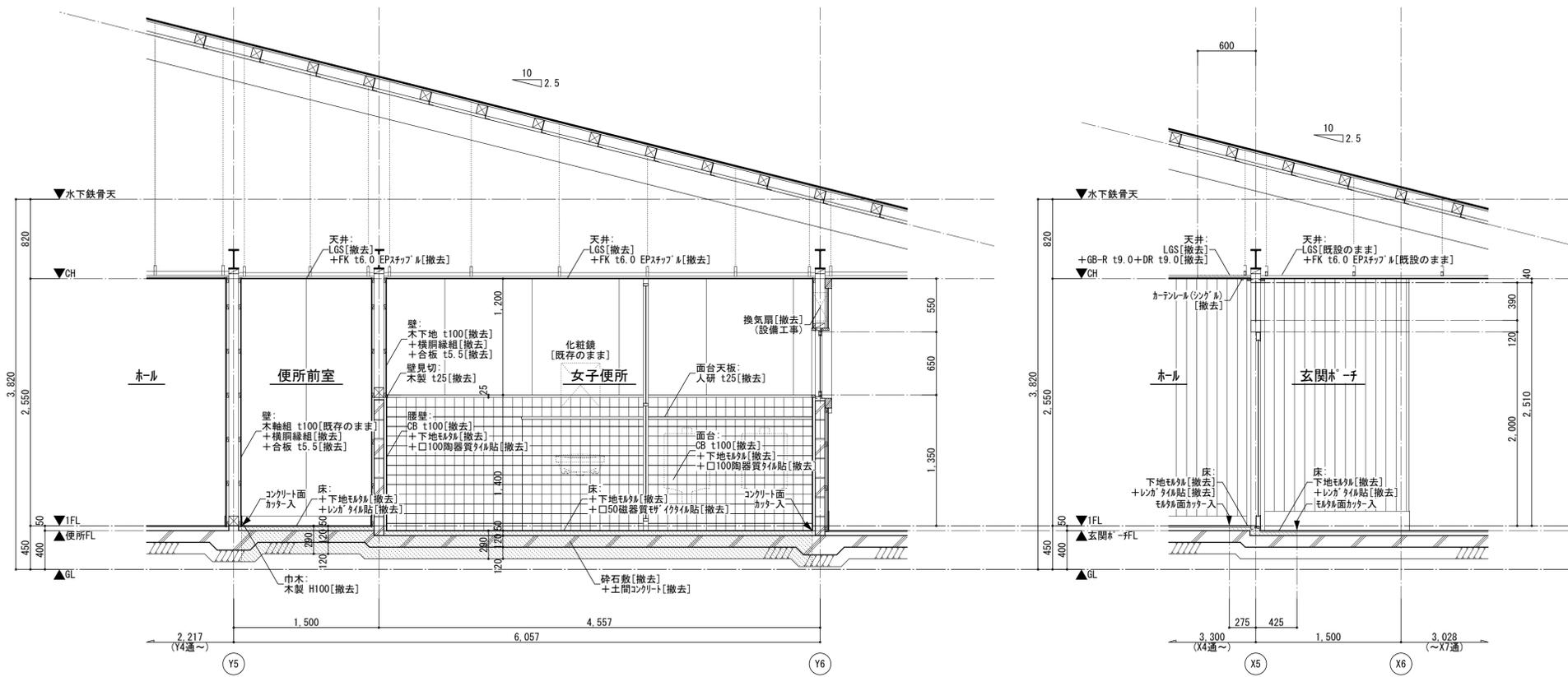
- 撤去建具を示す
- 改修建具を示す
- 新設建具を示す

平面図(改修後)

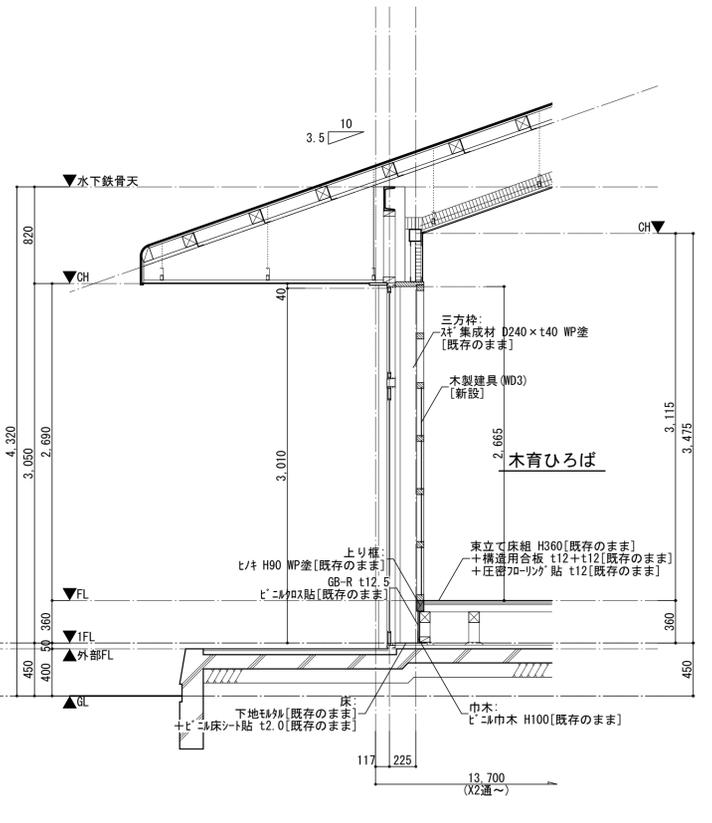
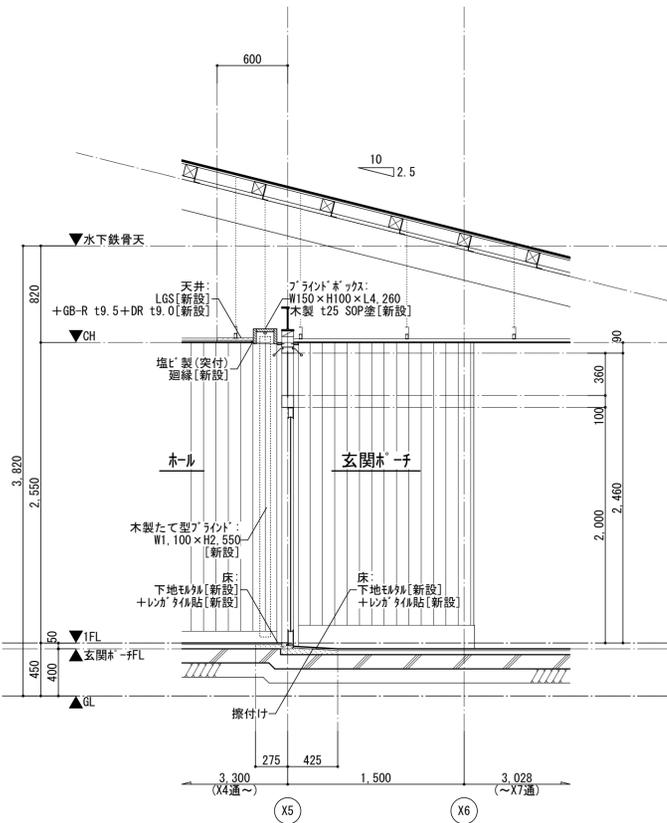
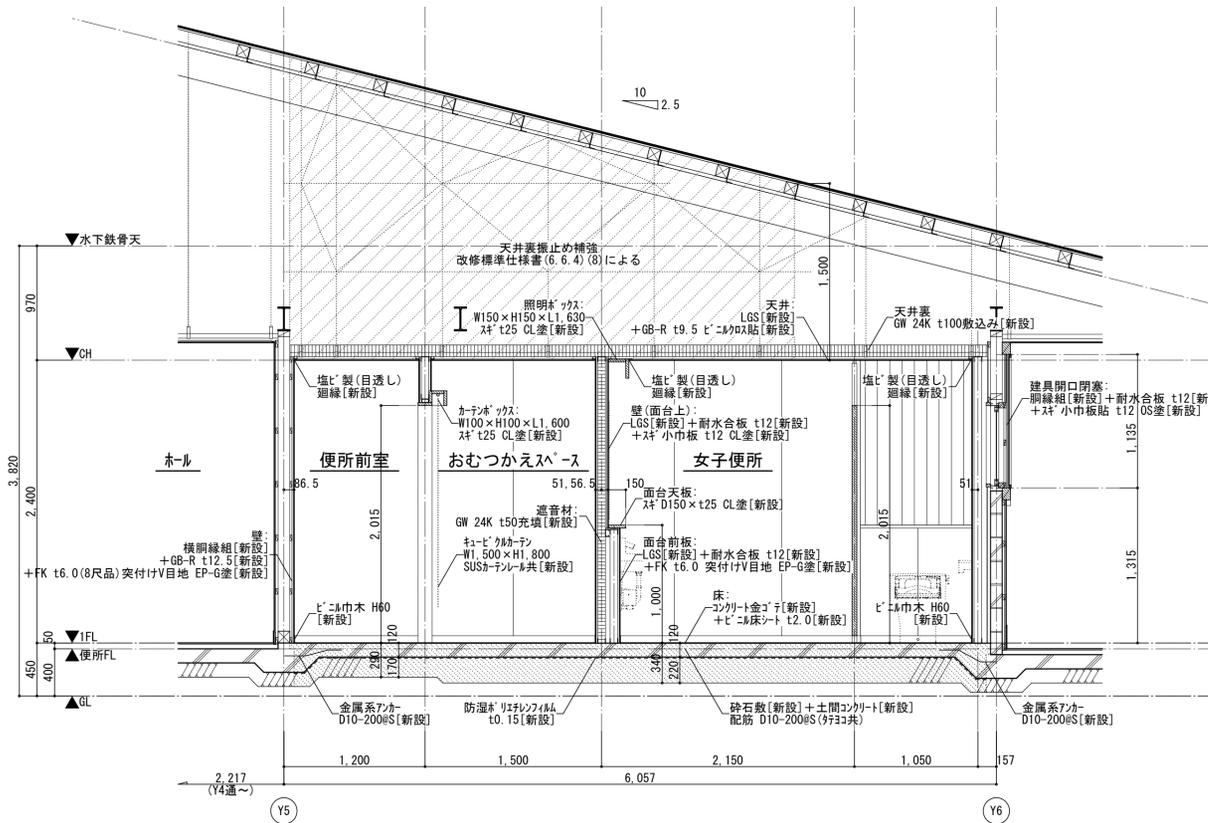
S=1/100 (A1)・1/200 (A3)



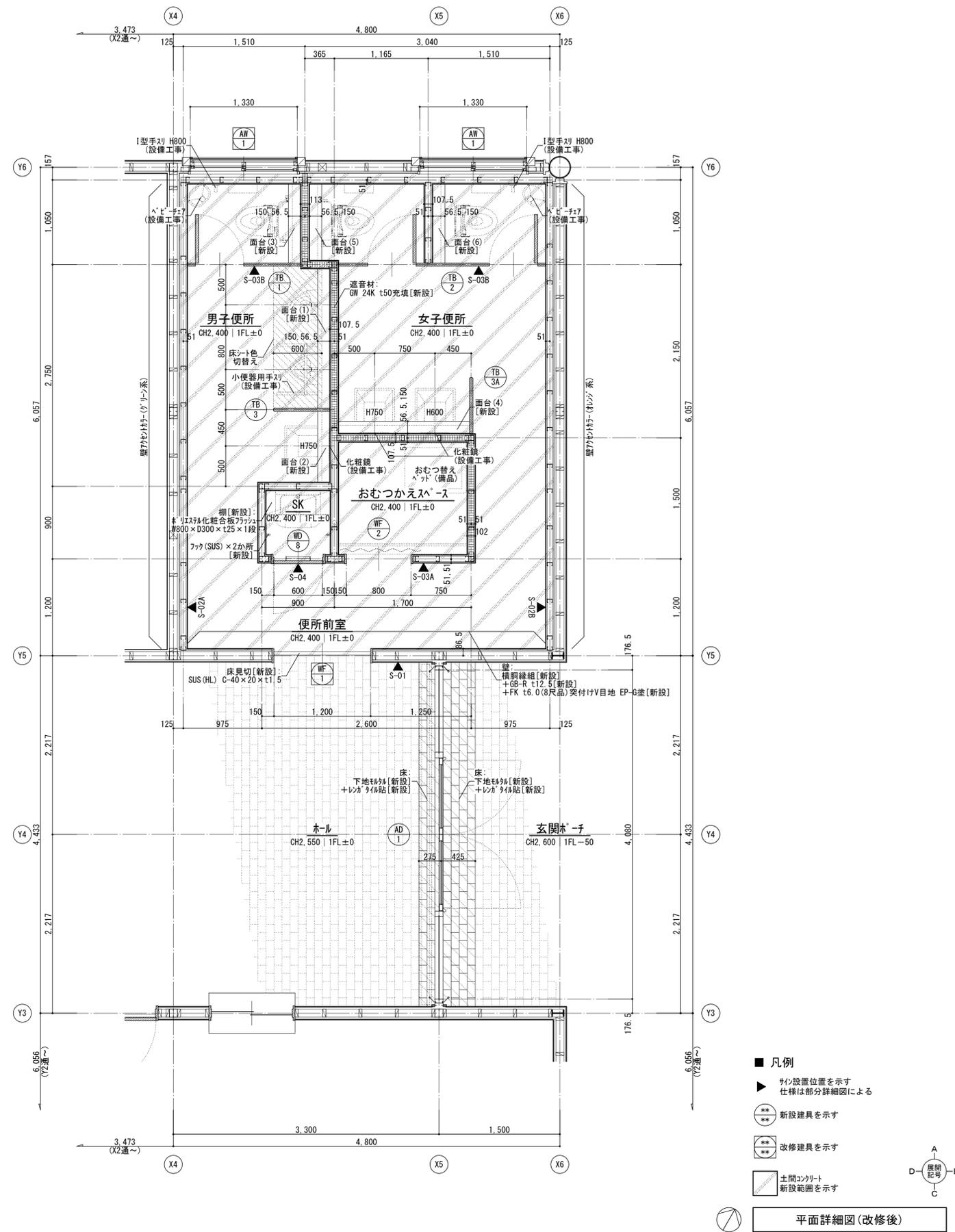
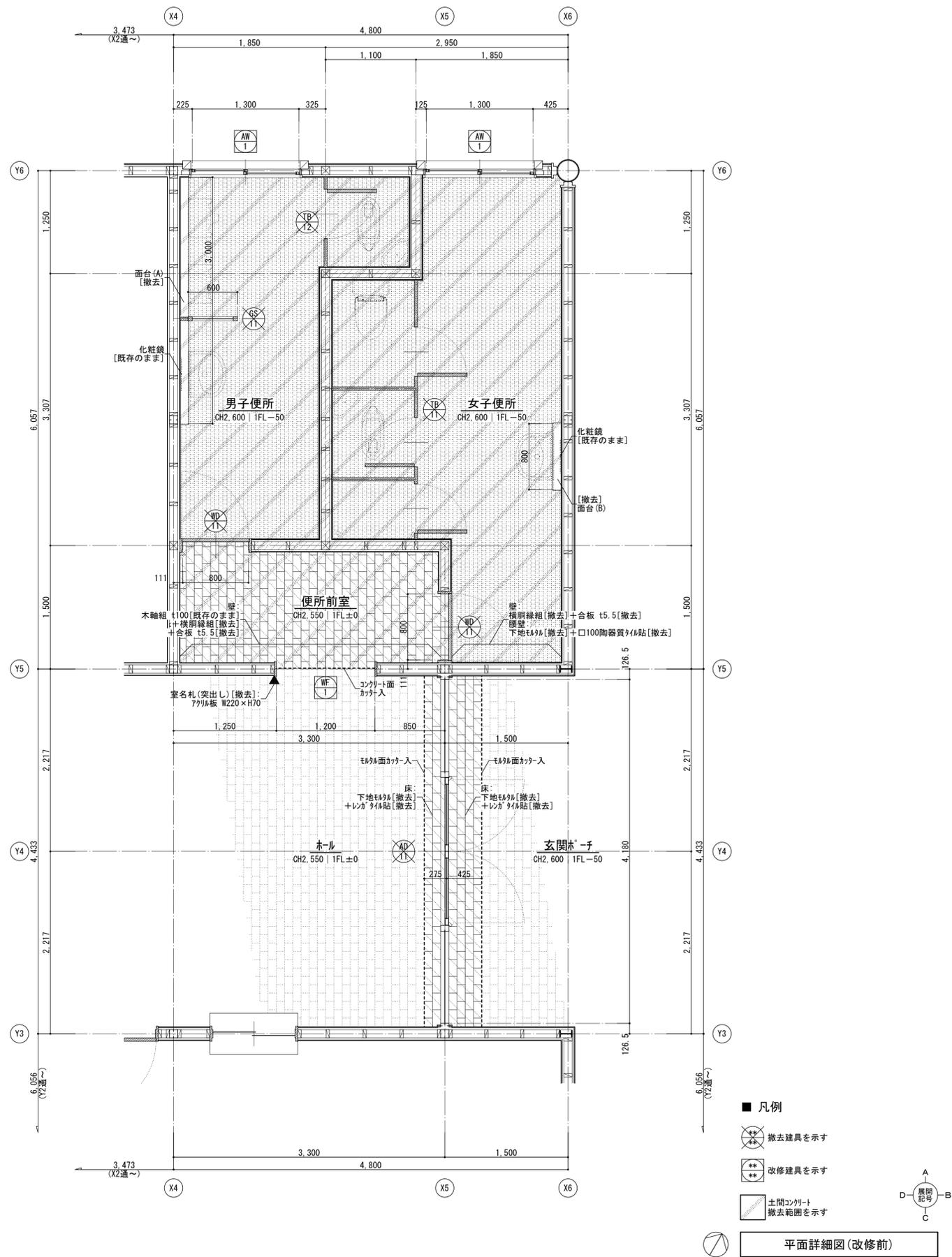
立面図・断面図(改修後)
S=1/100(A1)-1/200(A3)



矩計図(改修前)
S=1/30(A1)・1/60(A3)



矩計図(改修後)
S=1/30(A1)・1/60(A3)





■ 凡例

仕上のみ
撤去範囲を示す

下地共
撤去範囲を示す

展開図(改修前)

S=1/50 (A1)・1/100 (A3)